

Z—66—E

第 66 回税理士試験

相 続 税 法

解 答

資格★合格クレール

Z-66-E

第66回税理士試験

相 続 税 法

資格★合格クレール

《第一問》

問1 相続税の課税価格の計算における債務控除について、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 相続税の課税価格の計算に当たり債務控除をすることができる範囲について、次の①及び②の区分に応じて説明しなさい。
- ① 無制限納税義務者(相続税法第1条の3第1項第1号又は第2号の規定に該当する者をいう。)及び相続開始の時ににおいて相続税法の施行地に住所を有する特定納税義務者(相続税法第1条の3第1項第4号の規定に該当する者をいう。以下同じ。)
- ② 制限納税義務者(相続税法第1条の3第1項第3号の規定に該当する者をいう。)及び相続開始の時ににおいて相続税法の施行地に住所を有しない特定納税義務者
- (2) 相続税の課税価格の計算に当たり債務控除をすることができる債務の意義について説明しなさい。ただし、公租公課の税目等については、説明を要しない。

(1) ① 8点 ② 8点

① 無制限納税義務者及び相続開始の時ににおいて相続税法の施行地に住所を有する特定納税義務者相続又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下同じ。)により財産を取得した者が居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者又は特定納税義務者(相続開始の時ににおいて法施行地に住所を有する者に限る。)である場合においては、その相続又は遺贈により取得した財産及び相続時精算課税適用財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から次のものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

- イ 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの(公租公課を含む。)
ロ 被相続人に係る葬式費用

② 制限納税義務者及び相続開始の時ににおいて相続税法の施行地に住所を有しない特定納税義務者相続又は遺贈により財産を取得した者が制限納税義務者又は特定納税義務者(相続開始の時ににおいて法施行地に住所を有しない者に限る。)である場合においては、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるもの及び相続時精算課税適用財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から被相続人の債務で次のものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

- イ その財産に係る公租公課
ロ その財産を目的とする留置権等で担保される債務
ハ イ、ロの債務を除くほか、その財産の取得等のために生じた債務
ニ その財産に関する贈与の義務
ホ イからニの債務を除くほか、被相続人が死亡の際法施行地に営業所又は事業所を有していた場合においては、その営業上又は事業上の債務

(2) ① 2点 ② 2点

① 確実な債務

債務控除の規定により控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。

② 公租公課

債務控除の規定により控除すべき公租公課の金額は、被相続人の死亡の際納税義務が確定しているものの金額のほか、被相続人に係る所得税額等その他の公租公課の額とする。

問2 次の設例に基づき、以下の(1)から(3)までの間に答えなさい。

〔設例〕

被相続人甲(ドイツ連邦共和国籍)は、ドイツ連邦共和国内に住所を有していたが、平成28年4月20日に死亡し、相続人は全員同日中にその事実を知った。

甲の相続人は、乙、丙及び丁の3名であり、国籍及び甲の相続開始の時ににおける住所地は、次の表のとおりである。

なお、甲は、平成26年3月31日まで日本国内(A市)に住所を有しており、A市には、甲が所有する同日まで居住の用に供していた土地及び建物があり、また、日本国内にある甲の遺産のほとんどがA市に所在している。

相続人	国籍	住所地
乙	日本国	日本国内(B市)
丙	ドイツ連邦共和国	ドイツ連邦共和国内
丁	ドイツ連邦共和国	日本国内(C市)

(注)1 丙は、日本国内(D市)を納税地と定め、被相続人甲の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに納税管理人の届出をしている。

2 丁は、平成28年8月1日に納税管理人の届出をせず、ドイツ連邦共和国へ転居し、同日後は、日本国内に住所及び居所を有していない。

- (1) 相続税の納税地に関する相続税法の規定について説明しなさい。
- (2) 相続税の期限内申告書の提出義務者及び提出期限に関する相続税法の規定について説明しなさい。ただし、相続財産法人に係る財産を与えられた者に係る相続税の期限内申告書の提出義務者及び提出期限については、説明を要しない。
- (3) 乙、丙及び丁の被相続人甲の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出先及び提出期限について答えなさい。ただし、提出期限の回答に当たっては、土曜日、日曜日、祝日及び休日を考慮する必要はない。

(1)

1 原則

(1) 本来の提出義務者 6点

- ① 居住無制限納税義務者又は特定納税義務者については、法施行地にある住所地(法施行地に住所を有しないこととなった場合には、居所地)をもって、その納税地とする。
- ② 非居住無制限納税義務者又は制限納税義務者及び居住無制限納税義務者又は特定納税義務者で法施行地に住所及び居所を有しないこととなるものは、納税地を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。その申告がないときは、国税庁長官がその納税地を指定し、これを通知する。

(2) 提出義務の承継者 2点

納税義務者が死亡した場合においては、その者に係る相続税又は贈与税については、その死亡した者の死亡当時の納税地をもって、その納税地とする。

2 相続税の特則 2点

相続又は遺贈により財産を取得した者(被相続人からの相続時精算課税適用財産を贈与により取得した者を含む。以下同じ。)のその被相続人の死亡の時ににおける住所が法施行地にある場合においては、その財産を取得した者については、当分の間、その納税地は、1の規定にかかわらず、被相続人の死亡の時ににおける住所地とする。

(2)

1 本来の提出義務者（一般の場合） 8点

相続又は遺贈（被相続人からの相続時精算課税適用財産に係る贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した者及びその被相続人に係る相続時精算課税適用者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（生前贈与加算財産及び相続時精算課税適用財産の価額を加算した後の相続税の課税価格とみなされた金額）の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税額（配偶者に対する相続税額の軽減の規定の適用がないものとして計算した金額）があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に相続税の期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 提出義務の承継者 3点

1により相続税の期限内申告書を提出すべき者がその申告期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に、その死亡した者に係る相続税の期限内申告書とその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 提出期限の特例 2点

1又は2に該当する者がそれぞれに掲げる期間内に納税管理人の届出をしないで法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日までに相続税の期限内申告書を提出しなければならない。

4 提出を要しない場合 1点

1～3の規定は、申告期限前に相続税について決定があった場合には適用しない。

(3) 各2点

乙 相続税の申告書の提出先：B市の所轄税務署長 提出期限：平成29年2月20日

丙 相続税の申告書の提出先：D市の所轄税務署長 提出期限：平成29年2月20日

丁 相続税の申告書の提出先：C市の所轄税務署長 提出期限：平成28年8月1日

《第二問》

1. 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅 地 I	子 A	② 151,085,450	$200,000 \times 0.99 + 120,000 \times 0.98 \times 0.03 + 100,000 \times 0.98 \times 0.02 + 140,000 \times 0.99 \times 0.02 = 206,260$ $206,260 \times 750\text{m}^2 = 154,695,000$ $154,695,000 - 154,695,000 \times \frac{25\text{m}^2}{750\text{m}^2} \times 0.7 = 151,085,450$
居 宅 J	子 A	24,000,000	$24,000,000 \times 1.0 = 24,000,000$
宅 地 K	子 A	② 285,120,000	$127,000\text{注} \times 0.90 + 100,000 \times 0.90 \times 0.05 = 118,800$ 注 $\frac{130,000 \times 42\text{m} + 120,000 \times 18\text{m}}{42\text{m} + 18\text{m}} = 127,000$ $118,800 \times 3,000\text{m}^2 \times \frac{80}{100} = 285,120,000$
宅 地 L	子 C	② 22,000,000	$20,000,000 \times 1.1 = 22,000,000$
N銀行O支店 普通預金	子 B 子 C 孫 E 子 H	② 25,000,000 25,000,000 25,000,000 25,000,000	$100,000,000 \times \frac{1}{4} = 25,000,000$
N銀行O支店 証券投資信託 受益証券	子 H	② 10,015,937	$1 \times 10,000,000\text{口} + 20,000 \times (1 - 20.315\%) = 10,015,937$
P に対する 貸付金債権	子 C	② 10,014,400	$10,000,000 + 14,400\text{注} = 10,014,400$ 注 $10,000,000 \times 1.46\% \times \frac{36\text{日}\text{注}2}{365\text{日}} = 14,400$ 注2 平成28年4月1日～平成28年5月6日 ∴ 36日
その他の財産			
家庭用財産	子 A	500,000	
生命保険契約 に関する権利	養子 D	② 8,000,000	

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場のないM社株式)の価額の計算

イ 評価方法の算定 評価方式が全員正解で①

(単位:円)

$\frac{15,000\text{個} + 12,000\text{個} + 12,000\text{個} + 2,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 82\% > 50\% \therefore \text{同族株主のいる会社}$	
$B: \frac{12,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 24\%$	$D: \frac{12,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 24\%$
<p>B、Dは同族株主のいる会社の同族株主に該当し、取得後の議決権割合が5%以上のため原則評価</p>	
$E: \frac{2,000\text{個}}{50,000\text{個}} = 4\%$	$\frac{15,000\text{個}(A) + 12,000\text{個}(D) + 2,000\text{個}(E)}{50,000\text{個}} = 58\% \geq 25\%$
<p>Eは同族株主のいる会社の同族株主に該当し、中心的な同族株主のため原則評価</p>	

ロ 純資産価額の計算

(イ) 資産の部

(単位:円)

科目	帳簿価額	相続税評価額	計算過程
	750,000,000	900,000,000	
生命保険請求権	20,000,000	20,000,000	①
保険積立金	△ 15,000,000	△ 15,000,000	
合計	755,000,000	905,000,000	

(ロ) 負債の部

(単位:円)

科目	帳簿価額	相続税評価額	計算過程
	500,000,000	500,000,000	
未納固定資産税	2,500,000	2,500,000	①
未払法人税等	12,000,000	12,000,000	
未払消費税等	15,000,000	15,000,000	
死亡退職金	3,000,000	3,000,000	①
保険差益に係る法人税等	740,000	740,000	① (20,000,000 - 15,000,000 - 3,000,000) × 37% = 740,000
合計	533,240,000	533,240,000	

(ハ) 1株当たりの純資産価額の計算

計算過程	
(1)	905,000,000 - 533,240,000 = 371,760,000
(2)	755,000,000 - 533,240,000 = 221,760,000
(3)	$\frac{(1) - ((1) - (2)) \times 37\% (\text{千円未満切捨})}{50,000\text{株}} = \underline{6,325 (\text{円未満切捨})} \text{ ①}$

ハ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程	
配当期待権			(1) 類似業種比準価額 ① 1株あたり配当金額 $\frac{(5,000,000_{※1} + 5,000,000) \div 2}{500,000株_{※2}} = 10$ ※1 10,000,000 - 5,000,000 = 5,000,000 ※2 25,000,000 ÷ 50 = 500,000株 ② 1株あたり利益金額 イ 直前期 50,000,000 ロ 直前期+直前々期 $(50,000,000 + 2,000,000) \div 2 = 26,000,000$ ハ イ > ロ ∴ $\frac{26,000,000}{500,000株} = 52$ ③ 1株あたり純資産 $\frac{25,000,000 + 220,000,000}{500,000株} = 490$ ④ 類似業種比準価額 注 $150 \times \left[\frac{\frac{10.0}{3.0} + \frac{52}{15} \times 3 + \frac{490}{205}}{5} \right] \quad (3.22)$ $\times 0.6 = 289.8 \text{ (10銭未満切捨)}$ $\therefore 289.8 \times \frac{500}{50} = 2,898 \text{ ㉒}$ 注 150 < 155 < 160 < 165 ∴ 150	
				(2) 評価額 ※ 2,898 × 0.75 + 6,325 × (1 - 0.75) = 3,754 (円未満切捨) ※ 2,898 < 6,325 ∴ 2,898 $3,754 - 100 \text{ ㉑} = 3,654$
		子 B	29,232,000	3,654 × 8,000株 = 29,232,000
		養子 D	36,540,000	3,654 × 10,000株 = 36,540,000
		孫 E	7,308,000	3,654 × 2,000株 = 7,308,000
		子 B	636,640	100 × 8,000株 × (1 - 20.42%) = 636,640
		養子 D	795,800	100 × 10,000株 × (1 - 20.42%) = 795,800
		孫 E	159,160	100 × 2,000株 × (1 - 20.42%) = 159,160

(3) 相続または遺贈によるみなし相続財産価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程					
退職手当金等								
M社 死亡退職金	子 A	② 3,000,000	$3,000,000 + (500,000 - 500,000_{\text{注}}) = 3,000,000$ 注 $500,000 \leq 100,000 \times 6 = 600,000 \quad \therefore 500,000$					
	子 A	△ 3,000,000	(退職手当金等の非課税金額の計算) $5,000,000 \times 5$ (法定相続人の数) $= 25,000,000$ ① $> 3,000,000$ $\therefore 3,000,000$					
生命保険金等								
Q生命保険	養子 D	20,000,000	$40,000,000 \times \frac{1}{2} = 20,000,000$					
Q生命保険	孫 E	20,000,000	$40,000,000 \times \frac{1}{2} = 20,000,000$					
R生命保険	子 B	20,000,000						
	孫 E 養子 D 子 B	- △ 12,500,000 △ 12,500,000	(生命保険金等の非課税金額の計算) 相続人でないため非課税の適用なし ① $5,000,000 \times 5$ (法定相続人の数) $= 25,000,000$ $< 20,000,000 + 20,000,000 = 40,000,000$ \therefore <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">D</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">$\frac{20,000,000}{40,000,000} = 12,500,000$</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">B</td> <td style="padding: 0 5px;">$\frac{20,000,000}{40,000,000} = 12,500,000$</td> </tr> </table>	D	{	$\frac{20,000,000}{40,000,000} = 12,500,000$	B	$\frac{20,000,000}{40,000,000} = 12,500,000$
D	{	$\frac{20,000,000}{40,000,000} = 12,500,000$						
B		$\frac{20,000,000}{40,000,000} = 12,500,000$						
上記以外の相続 又は遺贈による みなし取得財産								
保証期間付定期 金に関する権利	子 A	① 3,990,000	(1) 3,990,000 (2) 3,990,000 (3) $1,000,000 \times 3.990 = 3,990,000$ 最大 3,990,000					

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

対象宅地の列挙① ① 宅地I(特定居住用) $\frac{151,085,450}{750\text{m}^2} \times 80\% = 161,157.81\cdots \quad 161,157.81\cdots \times 0.825 = 132,955.195\cdots$ ② 宅地K(特定同族会社事業用) $\frac{285,120,000}{3,000\text{m}^2} \times 80\% = 76,032$ ③ 宅地L(貸付事業用) $\frac{22,000,000}{500\text{m}^2} \times 50\% = 47,520 \quad 47,520 \times 0.5 = 23,760$ I→K→Lの順に控除 宅地I $151,085,450 \times \frac{330\text{m}^2}{750\text{m}^2} \times 80\% = 53,182,078$ 宅地K $76,032 \times 400\text{m}^2 = 30,412,800$ 宅地L $330\text{m}^2 \times \frac{200}{330} + 400\text{m}^2 \times \frac{200}{400} + X\text{m}^2 \leq 200\text{m}^2 \quad X = 0$ 限度面積要件を満たさないため適用なし		
特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額
宅地 I	子 A	① △ 53,182,078
宅地 K	子 A	① △ 30,412,800

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	子 A	① △ 2,210,000	$200,000 + 200,000 + 1,800,000 + 100,000 = 2,210,000$
	子 C	△ 200,000	
葬式費用	子 A	① △ 3,800,000	$300,000 + 1,000,000 + 1,000,000 + 1,500,000 = 3,800,000$ 香典返戻費用は控除できない

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成25年分	孫 E	① 2,000,000	
平成26年分	孫 E	① 0	$2,000,000 - 2,000,000$ 注=0 注 $2,000,000 \leq 15,000,000 \therefore 2,000,000$
平成27年分	孫 F	-	相続又は遺贈により財産を取得していないため適用なし
平成28年分	孫 E	① 1,200,000	
平成28年分	人格のない 社 団 V	① -	相続又は遺贈により財産を取得していないため適用なし

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される 贈与財産価額	計 算 過 程
平成23年分	子 C	27,000,000	
平成27年分	子 C	1,000,000	
		①	

(8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区分	相続人等 子 A	子 B	子 C	養子D	孫 E	子 H		計
相続または遺贈による 取得財産	377,110,572	54,868,640	57,014,400	45,335,800	32,467,160	35,015,937		
みなし取得財産	3,990,000	7,500,000		7,500,000	20,000,000			
相続時精算課税の適用 を受ける贈与財産			28,000,000					
債務及び葬式費用	△ 6,010,000		△ 200,000					
生前贈与加算 (暦年課税分)					3,200,000			
課税価格 (1,000円未満切捨て)	375,090,000	62,368,000	84,814,000	52,835,000	55,667,000	35,015,000		665,789,000

2. 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額
665,789 千円		30,000 + 6,000 × 5人 = 60,000 ① 千円		605,789 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の基となる税額
子 A	$\frac{1}{5}$	121,157 千円		31,462,800 円
子 B	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800
子 C	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800
養子D	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800
子 H	$\frac{1}{5}$	121,157		31,462,800
①				
合計	5 人	1		(100円未満切捨て) 157,314,000 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等		子 A	子 B	子 C	養子D	孫 E	子 H		計
区分									
算 出 税 額		88,627,039	14,736,439	20,040,027	12,483,962	13,153,113	8,273,416		
加算または減算	相続税額の2割加算額				2,496,792	2,630,622			
	贈与税額控除額(暦年課税)					△ 212,000			
	障害者控除額			△ 1,840,000			△ 3,000,000		
	相次相続控除額	△ 4,528,763	△ 753,025	△ 1,024,030	△ 637,928	-	△ 422,774		
差 引 税 額		84,098,276	13,983,414	17,175,997	14,342,826	15,571,735	4,850,642		150,022,890
贈与税額控除額(相続時精算課税分)				△ 600,000					
納 付 税 額(100円未満切捨て)		84,098,200	13,983,400	16,575,900	14,342,800	15,571,700	4,850,600		149,422,600

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算過程は、次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算

(単位：円)

加算又は控除の項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の2割加算	養子 D	2,496,792	$12,483,962 \times \frac{20}{100} = 2,496,792$
	孫 E	2,630,622	$13,153,113 \times \frac{20}{100} = 2,630,622$
贈与税額控除額(暦年課税分)	孫 E	① △ 212,000	$(2,000,000 + 3,000,000 - 1,100,000) \times 20\% - 250,000 = 530,000$ $530,000 \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 3,000,000} = 212,000$
	子 C	① △ 1,840,000	(1) $200,000 \times (85\text{歳} - 64\text{歳注}) = 4,200,000$ 注 昭和26年8月7日～平成28年5月6日 ∴ 64歳9月→64歳 (2) $200,000 \times (85\text{歳} - 62\text{歳注2}) - 2,760,000 = 1,840,000$ 注2 昭和26年8月7日～平成26年1月10日 ∴ 62歳5月→62歳 (3) (1) > (2) ∴ 1,840,000
障害者控除	子 H	① △ 3,000,000	$200,000 \times (85\text{歳} - 70\text{歳注}) = 3,000,000$ 注 昭和21年4月15日～平成28年5月6日 ∴ 70歳0月→70歳

加算又は控除の項目	対象者	金額	計算過程
相次相続控除			(1) 控除額 $10,000,000 \times \frac{662,592,509^{\text{注}}}{200,000,000 - 10,000,000} \left(> \frac{100}{100} \therefore \frac{100}{100} \right)$ $\times \frac{10 - 2^{\text{注2}}}{10} = 8,000,000 \text{ ㊶}$ 注1 純資産価額 注2 平成26年1月10日～平成28年5月6日 ∴ 2年 (2) 各人の控除額 子 A $\triangle 4,528,763$ $\left[\frac{375,090,572}{662,592,509} = 4,528,763 < 88,627,039 \therefore 4,528,763 \right]$ 子 B $\triangle 753,025$ $\left[\frac{62,368,640}{662,592,509} = 753,025 < 14,736,439 \therefore 753,025 \right]$ 子 C $\triangle 1,024,030$ $\left[\frac{84,814,400}{662,592,509} = 1,024,030 < 20,040,027 - 1,840,000 \right]$ (1) \times $\left[\begin{aligned} &= 18,200,027 \therefore 1,024,030 \\ &= 14,980,754 \therefore 637,928 \end{aligned} \right]$ 養子 D $\triangle 637,928$ $\left[\frac{52,835,800}{662,592,509} = 637,928 < 12,483,962 + 2,496,792 \right]$ 子 H $\triangle 422,774$ $\left[\frac{35,015,937}{662,592,509} = 422,774 < 8,273,416 - 3,000,000 \right]$ $\left[\begin{aligned} &= 5,273,416 \therefore 422,774 \end{aligned} \right]$ 孫 E - 相続人でないため適用なし 計算パターン㊶
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)	孫 E	㊶ $\triangle 600,000$	(1) 平成23年分 $(27,000,000 - 25,000,000^{\text{注}}) \times 20\% = 400,000$ 注 $27,000,000 > 25,000,000 \therefore 25,000,000$ (2) 平成27年分 $(1,000,000 - 0^{\text{注2}}) \times 20\% = 200,000$ 注2 $1,000,000 > 25,000,000 - 25,000,000 = 0 \therefore 0$ (3) (1)+(2)=600,000

3 各受贈者が納付すべき平成28年分贈与税額の計算

(単位:円)

受贈者	金額	計算過程
子 A	-	香典収入は贈与税の非課税
人格のない 社 団 V	㊶ 90,000	$(2,000,000 - 1,100,000) \times 10\% = 90,000$
孫 F	㊶ 365,000	$(4,200,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 365,000$